

# 学校法人福岡大学 SNS 私的利用ガイドライン

## (教職員・学生用)

学校法人福岡大学 情報セキュリティ委員会

### 1. 本ガイドラインの目的

Twitter、LINE、Facebook、Instagram、YouTube等を代表とするSNS（ソーシャルネットワークサービス）は今や広く社会に浸透し、情報伝達とコミュニケーションの便利なツールとして利用されるようになってきています。SNSを有効活用することで、情報を効果的に伝えられるだけでなく、情報交換することが可能となっており、共通の趣味で多くの人と繋がったり旧友と再会したりと、交流の場が広がり、人生を豊かにしてくれます。SNSは今後ますます重要な情報伝達の手段となることが見込まれます。

一方、思わぬ発言に非難が殺到し、收拾がつかなくなる炎上問題や、アカウントを乗っ取られて詐欺に使われ、人に損害を与えてしまう等のリスクも存在します。また最近では、現実の立場の優位性を背景にした「いいね」や友人登録の強要等の「ソーシャルハラスメント」と呼ばれる一種のパワーハラスメントも増加しています。

本ガイドラインは、本学教職員並びに学生がSNSを適切かつ安全に利用することができるよう、SNSを利用する際の心構えや遵守すべき事項をまとめたものです。

### 2. 私的利用に際しての基本原則

#### ▪ SNSの利用は自己責任が原則である。SNSでの発言にも責任を持つこと。

SNS上には正しい情報だけでなく、不確かな情報や虚偽の情報も掲載されています。SNSは情報が拡散されやすい仕組みになっており、誤った情報を投稿したことに気付いて削除したとしても、既に情報の拡散が始まっており、止めようがありません。不確かな情報や虚偽の情報を発信することで、自身の名誉や信頼を失うことにもなります。軽い気持ち、冗談のつもりでも、最悪の場合、法的に訴えられたり、損害賠償責任を負うことにもなりかねません。SNSを利用して情報を発信したり転送（リツイート）したりする際には、それによって生じるリスクや社会的責任、法的責任を自身が負わなければならないことを忘れてはいけません。

#### ▪ SNSは公共の場である。SNS上でも社会的ルールを守ること。

SNSは他の人と気軽にコミュニケーションを取ることができる便利なツールですが、SNSの世界にも守るべきルールやマナーがあります。SNSが世界中のSNS利用者と繋がっていること、SNSは公の場であるという認識を持ち、実社会でモラルに反することや違反行為は、SNS上でも同様に行ってはいけないことを常に忘れてはいけません。次のような情報の発信は行ってはいけません。

- ・ 未成年飲酒や飲酒運転等、法令やルールに違反している、または、違反する恐れがある情報やそれらの行為を煽るような情報
- ・ カンニング等の公序良俗に反する情報やそれらの不適切な言動を肯定・擁護するような発言
- ・ 肖像権、著作権、商標権等の知的財産権を侵害するような情報

- ・ 本人の許可を得ていない個人情報
- ・ 大学や高校等、自分が所属する組織の内部情報
- ・ アルバイト先やインターンシップ先、職場等で職務上知り得た情報
- ・ 他者を誹謗中傷する情報
- ・ 人種・思想・信条等について差別的な内容を含む発言や差別を助長させる情報
- ・ 炎上を煽ったり同調したりするような発言
- ・ 不確かな情報や虚偽の情報

▪ SNS に完全な匿名性やセキュリティはない。

匿名であっても、さまざまな情報を組み合わせることによって、自身だけでなく家族や友人の個人情報、勤務先や自宅を特定することが可能です。特に、撮影した写真を公開する場合は注意が必要です。GPS 機能を利用できる携帯電話やスマートフォンでは、撮影した写真に撮影時の位置情報を付加する機能が付いています。位置情報が付加されていることに気付かずに SNS 上に公開してしまうと、自分の居場所を記載したわけではないのに、写真に付加されていた位置情報から場所を特定されてしまうといった危険性もあります。また、画像の背景等から個人の住所等が特定され、ストーカー等の被害に遭うといった事件も発生しています。画像を SNS 上に公開する場合は、十分注意してください。

▪ 誰が、いつ、どこから見ているか分からない。不特定多数の人から見られていることを認識すること。

不特定多数に公開した情報は、誰が、いつ、どこから見ているか分かりません。友人や知人等の限定された仲間内だけに発信しているつもりでも、実際は、不特定多数の人の目に触れていることもあります。面白半分で炎上ネタを探し回っている利用者もいます。また、「後で消せばいいや。友人しか見ていないし。」という思い込みで投稿した不適切な情報を、友人のひとりが面白がって SNS 上にアップロードすることもあり得ます。SNS 利用時は最低限、誰に見せる情報なのかを踏まえてプライバシー設定を適切に行い、プロフィールや投稿の公開範囲（共有範囲）を制限する等の対応を行ってください。たとえ投稿する際に公開範囲を設定し、閲覧制限をしたとしても、インターネット上に拡散する可能性が高いということを認識してください。

▪ 一度 SNS 上に公開されたものは完全に削除できない。発信内容は将来にまで影響する。

SNS 上に発信された情報は完全に削除することができないことを認識してください。たとえ、情報を削除したとしても、第三者によって保存・アーカイブ化された情報は完全に削除することは困難です。不適切な投稿が元で、自身だけでなく家族や友人にまで炎上や嫌がらせ等の被害が及ぶだけでなく、職を追われたり、採用を取り消されることもあり得ます。SNS に投稿する前に、個人情報に関連する内容、他人を中傷するような不適切な内容が含まれていないか、その内容が永久に参照されても問題のない内容であるか確認してください。

▪ 他者のプライバシーを侵害しないこと。

SNS 上に自身以外の友人や知人の情報を本人の許可なく掲載することは、他者のプライバシーを侵害することになりかねません。写真や名前、その他個人情報を SNS 上でむやみに公開してはいけません。公開する場合は、必ず承諾を得てください。

▪ 各 SNS の利用規約に反する情報を発信しないこと。

SNS を利用する場合、利用する SNS のアカウント登録時に利用規約や各種ガイドラインに同意したものとみなされます。SNS では違反行為等を利用者が報告できるようになっています。うっかり行ってしまった規約違反を、他のユーザーから報告されてしまうと、せっかくのアカウントが制限されて使えなくなってしまうことも考えられます。SNS の利用にあたっては、利用規約や各種ガイドラインに目を通し、内容を理解した上で利用してください。

平成 27 年に個人情報保護法が改正されました。改正個人情報保護法では、個人情報の定義が明確化され、次のように定義されています。

**【個人情報】**

生存する個人に関する情報であって、

- (1) 氏名、生年月日、住所等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人を識別することができるものを含む）  
例：データベース化されていない書面・写真・音声等に記録されているもの
- (2) 個人識別符号（①又は②）が含まれるもの **【改正】**
  - ① 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機のために変換した符号  
例：DNA、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋・掌紋等
  - ② 対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号  
例：旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー、各種保険証の記号番号等

発行 学校法人福岡大学 情報セキュリティ委員会

この学校法人福岡大学 SNS 私的利用ガイドラインの内容に関する問い合わせは、  
情報基盤センター事務部情報戦略室へ TEL：871-6631（内線 3032、3033）

Ver.1.0（2020.2.26）